

書類	備考
被相続人居住用家屋等確認申請書 (様式1-1)	・相続人が複数いる場合は、相続人ごとに申請書を提出してください。
① 被相続人の住民票の除票の写し (原本※)	相続発生日、被相続人が相続直前まで対象家屋（空き家）に居住していたこと ・被相続人が老人ホーム等に入所していた場合で、入所後別の老人ホームに転居していた場合は、当該被相続人の戸籍の附票の写し
② 相続人の住民票の写し (原本※)	相続開始の直前から譲渡の時まで、相続人が対象家屋に住んでいなかったこと ・相続開始の直前から家屋の譲渡の時までの住所がわかるもの ・従前の住所を定めた日や転入日等の記載がない場合、2回以上移転している場合は、戸籍の附票の写し ・相続人が複数いる場合は、すべての相続人の住民票の写し（原本※）
③ 該当家屋又はその敷地等の売買契約書のコピー	該当家屋又はその敷地等の譲渡の時 ・売買契約書で家屋又はその敷地等の引渡しがあった日が確認できない場合は、登記事項証明書等（原本※）
④ 登記事項証明書等（原本※）	該当家屋及びその敷地等を取得した相続人の数 ・提出が難しい場合や換価分割の場合は、遺産分割協議書等
(i)～(iii)のうち、いずれか	該当家屋又はその敷地が、相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用、又は居住の用に供されていないこと
⑤ (i)電気、水道、ガスの使用中止日が確認できる書類	相続から譲渡の時までの間に閉栓、使用中止をしていましたこと ・対象家屋の所在地と、使用中止日（契約廃止日）の記載のあるもの (支払証明書、料金請求書、領収書、お客様情報の開示請求に対する回答書等)
(ii)宅建業者が「現況空き家」と表示した広告	宅地建物取引業者が「現況空き家」と表示し、広告していること ・宅地建物取引業者による公告が行われたものに限る ・「現況が空き家」であることを記載したものが対象
(iii)その他要件を満たすことを認めることができる書類	内容については事前にご相談ください

被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は、2枚目に示す書類も必要となります。

*原則コピー不可

書類		備考
(⑥)	(i)～(iii)のすべての書類	
(i)	要介護・要支援認定等を受けていたことを証する書類	<p>被相続人が要介護・要支援認定を受けていたこと又はその他これに類する者であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証のコピー、障害福祉サービス受給者証のコピー、要介護認定等の決定通知書、要介護認定等に関する情報を含む老人ホーム等の記録等
(ii)	老人ホーム等の名称・所在地・施設の種類が確認できる書類	<p>老人ホーム等の名称・所在地・施設が次のいずれかに該当することを確認できる書類として、入所時の契約書等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホーム ・介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院 ・高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅 ・障害者総合支援法に規定する障害者支援施設又は共同生活援助を行う住居
(iii)	<p>(ア)～(ウ)のうち、いずれかひとつ 老人ホーム等入所後、被相続人が該当家屋を一定使用し、かつ、他の用途に使用していないこと</p> <p>(ア)電気、水道又はガスの契約名義及び使用中止日が確認できる書類</p> <p>(イ)外出、外泊等の記録のコピー等</p> <p>(ウ)その他要件を満たしていることを認めることができる書類</p>	
	(ア)電気、水道又はガスの契約名義（支払人）及び使用中止日（閉栓日、契約廃止日等）が確認できる書類 ※閉栓日、契約廃止日等は相続開始日以降のもの	
	(イ)外出、外泊等の記録（老人ホーム等が保有するもの）のコピー	
	<p>「被相続人が該当家屋を一定使用しており、かつ、他の用途に使用していないこと」を認めることができる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容については事前にご相談ください。 	